
重要事項説明書

〒815-0084
福岡市南区市崎1丁目15番20号
ひらお訪問看護ステーション
TEL 092-523-3931
FAX 092-523-3932

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	ひらお訪問看護ステーション
所在地	福岡市南区市崎1丁目15番20号
提供サービス	(介護予防) 訪問看護 <リハビリテーション含む>
介護保険事業所番号	4061290633
管理者	脇丸 順子
連絡先	092-523-3931
サービス提供地域	福岡市中央区、南区、博多区

2. 事業所の職員体制

管理者 看護師 1名

管理者はステーションの従業員の管理及び指定訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携、調整、居宅介護支援事業者との連携、調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

看護師等 看護師 ()名 保健師 ()名
作業療法士 ()名 理学療法士 ()名

事務職員 1名

3. 営業時間

営業日	月～土
休日	日・祝日、8/13～8/15(お盆)、12/30～1/3(年末年始)
営業時間	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00
*緊急時は24時間対応 電話092-523-3931 (夜間は転送になります)	

4. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 介護保険、医療保険法に基づく利用者負担とします。*別紙参照
- (2) 支払いについて、自己負担金は、次のいずれかの方法で支払うこととします。
 - A. 現金払い (当月サービス提供終了後の翌月10日までにお支払い願います。)集金、もしくは事務所持参。
 - B. 銀行振込 (期日までに利用者の方がお振込願います。手数料は利用者負担となります。)*別途参照

5. キャンセル（介護保険のみ）

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。
窓口（連絡先） 電話 092-523-3931
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい。
当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい。
但し、利用者の状態の急変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。
- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払い頂きます。
利用者負担金の 100%

6. 事業の目的

医療法人寺沢病院が開設する「ひらお訪問看護ステーション」（以下、事業者）が行う指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業（以下、事業）の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めます。

病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護、及び指定介護予防訪問看護（以下、訪問看護）の必要を認めた高齢者、障がい者等に対し事業者の看護師、その他従業者（以下、看護師等）が適正な訪問看護、介護予防訪問看護を提供する事を目的とします。

7. 事業のサービス方針、及び秘密保持

利用者又はご家族の意思を尊重し、主治医、各事業者との連携のもとに、在宅での安心と自立支援をめざします。また、サービス利用にあたり、知り得た個人情報の保護を厳守します。

8. サービスの内容

事業者は利用者の居宅（自宅）において看護師、理学療法士等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

また、利用者に対し機能障害改善のために看護業務の一環として行うリハビリは、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問看護を提供します。

看護職員は、理学療法士等との情報共有を行うためサービスの利用開始時や状態の変化等に合わせ定期的に訪問を行います。

9. 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止のため必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための指針を整備し、対策を検討する委員会の開催及び研修を行い、意識啓発に努めます。
- (2) 事業者は指定訪問看護の提供中に看護師等又は養護者（利用者の家族など利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等関係機関に通報します。

1 0. 身体拘束等に関する事項

- (1) 事業者は利用者の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、日時・理由及び態様等について記録します。

1 1. ハラスメント防止の対応

事業者は看護師等の職務遂行にあたり、安全確保のための各種ハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 事業者はハラスメント事案が発生した場合は、別途定めるハラスメント防止マニュアルに従い迅速に対応します。
- (2) ハラスメント防止について研修を実施します。
- (3) 看護師等に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等により、看護師等の心身に危害が生じた、あるいは生ずる恐れのある行為を禁止します。又、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

1 2. 感染症防止及び衛生管理に関する事項

- (1) 感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備し、対策を検討する委員会の開催及び研修、訓練を行います。
- (2) 事業者は看護師等の清潔の保持及び健康管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

1 3. 事業継続計画に関する事項

事業者は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問看護、介護予防訪問看護の提供を受けることができるよう別途事業継続計画を策定するとともに、感染及び災害時に対応できるよう研修、訓練を行います。

1 4. 社会情勢及び災害時の訪問看護について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の業務の遅延、もしくは不能になった場合はそれによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

1 5. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当事業所お客様相談窓口 【相談員：脇丸 順子】	電話番号 092-523-3931 FAX番号 092-523-3932 対応時間 平日 9:00~17:00
----------------------------	---

<相談・苦情対応に係る手順> *下記の公的機関においても苦情申出ができます。

- 1) 利用者もしくはご家族より相談・苦情があった場合、内容を確認します。
- 2) 相談・苦情に対し担当者と検討し、迅速に解決に向けた対応をします。
 - ① 利用者に謝罪をします。
 - ② ケアマネージャーに報告、確認事項があれば確認します。
 - ③ 利用者と話し合いの上、処理します。
- 3) 苦情となった要因を整理・分析し、再発防止策を検討し、上記1) 2) と共に記録します。
- 4) カンファレンス等において、効果的な分析を行い、全職員に周知を図ります。
- 5) 公的機関の相談窓口

各保険者 中央区福祉・介護保険課 電話：092-718-1102

博多区福祉・介護保険課 電話：092-419-1081

南 区福祉・介護保険課 電話：092-559-5125

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話：092-642-7859

1 6. 緊急時等、事故発生時における対応方法

- 1) 看護師等は、訪問看護、介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とします。
- 2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

*病状急変時、緊急・災害時の連絡先 092-523-3931 (24時間連絡可能)

1 7. 開設者の概要

名称・法人種別	医療法人 寺澤病院
代表者名	寺澤 健二郎
所在地	福岡市南区市崎1丁目14-11
電話	092-521-1381

【説明確認欄】

令和 年 月 日

- サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者)	所在地	福岡市南区市崎1丁目15番20号	印
	事業所名	ひらお訪問看護ステーション	
	説明者	脇丸 順子	印

- サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(上記代理人) (代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ 印

(注) 代理人とは自らの意思表示、判断が困難な状況において利用者に代わり判断をして頂く方です。

(立会人) 住所 _____

氏名 _____ 印
(続柄) _____

(注) 「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。
なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

個人情報保護規程

ひらお訪問看護ステーション

1. 当事業所では、厳格なセキュリティ、及び機密保持基準に従って、常に利用者等の情報を管理します。
2. 利用者等の情報収集と使用は、当事業所の業務遂行に必要とする最小限の範囲において使用し、必要とする場合以外は事務所外に持ち出しません。
3. 利用者等の情報の適切な取り扱いに関する教育を行い、権限を与えられた職員だけが、その情報にアクセスできます。職員は、本規定を遵守する義務があり、規定に違反した職員は法的責任を負います。
4. 利用者等の情報を他の組織・団体に開示することはしません。但し、利用者等の許可を得た場合、または厚生労働省の通知に基づく診療情報の提供等に関する指針により、必要とされる場合のみ情報を開示する事があります。
5. その他必要事項は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めています。

— 利用者の方へ —

介護保険法で、介護サービス情報公表制度が定められています。

「介護サービス情報の公表」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」

「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」に基づいた制度です。

これまで、介護サービスの利用者やその家族などが、事業者を選択するにあたって事業者を比較・検討する際に、情報の入手が偏ったり、スムーズにいかなかつた状況を改善していく為の制度です。

情報の入手を希望すれば、誰でも事業者ごとの介護サービスの情報を入手することが、制度の目的です。

なお、介護サービス事業者は、年1回自らの介護サービスの内容や運営の状況に関する情報の公表が義務付けられております。

※事業者の情報には「基本情報」と「調査情報」の2種類があります。

「基本情報」

事業者自らが、運営主体・事業所名・所在地・営業時間・職員数・定員・利用料金等の基本的な事実情報を記入し、報告した内容を公表します。

「調査情報」（任意）

事業者がサービスの質の確保などのために具体的に行っている取組状況を把握するための項目を指定調査機関の調査員が調査し、その結果を公表します。